

大正区区政推進基金事業実施要綱

第1条（趣旨）

この要綱は、大正区において、大阪市区政推進基金（以下「基金」という。）を財源として実施する事業（以下「基金充当事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2条（基金充当事業）

大正区において、基金充当事業は、大阪市区政推進基金条例（平成25年大阪市条例第69号）第1条に基づき、大正区のめざす将来像の実現に向けた施策の推進その他区のまちづくりに係る事業のうち、大正区長（以下、「区長」という。）が、本市の他の施策との整合性に配慮したうえで、区の特性に適合し、かつ、区域の活性化及び特色ある区域づくりに資すると認める事業とする。

- (1) だれもが健康で安心して暮らせるまちづくりに関する事業（福祉、健康、人権等）
- (2) 快適で安全なまちづくりに関する事業（防災、防犯等）
- (3) 次世代の未来が輝くまちづくりに関する事業（子育て、家庭・学校・地域教育等）
- (4) 活力ある元気なまちづくりに関する事業（まちの活性化・ものづくり等）
- (5) 「区民が主役」のまちづくりに関する事業（地域活動等）
- (6) 区民レクリエーションに関する事業（大正区民まつり、スポーツ大会、文化イベント等）

第3条（申込書）

第2条に掲げる事業に充当する寄附申込に係る様式については、別紙のとおり定めるものとする。

第4条（市民局長との協議）

区長は、基金を事業の財源に充当しようとするときは、市民局長と事前に協議するものとする。

第5条（基金充当事業の広報）

区長は、基金充当事業の概要を区民等に広く広報し、寄附金を募集するとともに、事業の実施後には、検証の結果を広報し、区民の意見の聴取に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。